



滋賀労働局発表
平成24年8月3日(金)

| | |
|--------|--|
| 担 当 | 滋賀労働局職業安定部需給調整事業室 |
| | 室長 上田善幸 需給調整指導官 片山博司 電話 (077) 526-8617 |

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令 及び労働者派遣事業改善命令について

滋賀労働局（局長：岡崎直人）は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、労働者派遣事業を営む下記の派遣元事業主2社に対して、本日、労働者派遣法第14条第2項又は労働者派遣法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

派遣元事業主のうち1社は、労働者派遣法で派遣事業が禁止されている建設業務に対し労働者派遣事業を行っており、別の1社は、職業安定法で禁止されている労働者供給事業を行っていた。

記

1. 被処分一般派遣元事業主

| | |
|----------|-------------------------------------|
| 名 称 | 株式会社サンファミリー |
| 代表者の職氏名 | 代表取締役 山室 智司 |
| 所在地 | 滋賀県長浜市石田町502-1 |
| 許可に関する事項 | 許可番号 般25-300117 許可年月日 平成18年11月1日 |
| 処分の内容等 | 別紙1のとおり |

2. 被処分特定派遣元事業主

| | |
|----------|---|
| 名 称 | 有限会社ジャパンテクノ |
| 代表者の職氏名 | 代表取締役 和田 安次郎 |
| 所在地 | 滋賀県米原市枝折538番地 |
| 届出に関する事項 | 届出受理番号 特25-300330 届出受理年月日 平成19年3月15日 |
| 処分の内容等 | 別紙2のとおり |

株式会社サンファミリーに対する処分の内容等

第 1 処分理由

株式会社サンファミリーは、少なくとも、平成20年12月21日から平成23年12月29日までの間、滋賀県内等の就業場所において、労働者延べ9,126名を契約の相手方A社の指揮命令の下に軌道の保線業務に従事させ、もって労働者派遣法第4条第1項第2号で禁止している建設業務への労働者派遣事業を行ったこと。

第 2 処分の内容

- 1 労働者派遣法第14条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令
平成24年8月4日から同年10月3日までの間、労働者派遣事業を停止すること。

- 2 労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
 - (1) 労働者派遣事業、請負事業に係る全社総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。
総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。
 - ・ 労働者派遣法第4条第1項第2号

 - (2) (1)に記載した法違反発生の原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

 - (3) 全社にわたり遵法体制の整備を図ること。

有限会社ジャパンテクノに対する処分の内容等

第 1 処分理由

有限会社ジャパンテクノは、少なくとも、平成20年12月21日から平成23年12月30日までの間、滋賀県内等の就業場所において、有限会社ジャパンテクノ以外の会社（B社）に雇用されている労働者延べ5,398名を、契約の相手方A社の指揮命令の下、軌道の保線業務に従事させ、もって職業安定法第44条に違反して労働者供給事業を行ったこと。

第 2 処分の内容

1 労働者派遣法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令

平成24年8月4日から同年10月3日までの間、労働者派遣事業を停止すること。

2 労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令

- (1) 労働者派遣事業、請負事業に係る全社総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。

総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。

- ・ 職業安定法第44条

- (2) (1)に記載した法違反発生の原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

- (3) 全社にわたり遵法体制の整備を図ること。

参 考

用語の解説

労働者派遣事業

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働者に従事させることを業として行うことをいいます。

請負

請負とは、労働の結果としての仕事の完成を目的とするもの（民法第632条）ですが、労働者派遣との違いは、請負には、注文者と労働者の間に指揮命令を生じないという点にあります。

いわゆる偽装請負

請負であるにもかかわらず注文者が請負労働者に指揮命令すれば偽装請負です。

労働者供給事業

供給元と労働者との間に雇用関係がないもの、及び供給元と労働者との間に雇用関係がある場合であっても、供給先に労働者を雇用させることを約して行われるものをいいます。

労働者派遣事業ができない業務

労働者派遣法第4条第1項各号の規定により、次の業務については労働者派遣事業ができません。

- ・ 港湾運送業務
- ・ 警備業法で定める警備業務
- ・ 建設業務
- ・ 病院等における医療関係の業務

参照条文

労働者派遣法（抄）

第4条

第1項

何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行ってはならない。

第1号 港湾運送業務（港湾労働法（昭和63年法律第40号）第2条第2号に規定する港湾運送の業務及び同条第1号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として政令で定める業務をいう。）

第2号 建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をい

う。)

第3号 警備業法第2条第1項各号に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣により派遣労働者に従事させることが適当でない認められる業務として政令で定める業務

第3項

労働者派遣事業を行う事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者は、その指揮命令の下に当該労働者派遣に係る派遣労働者を第1項各号のいずれかに該当する業務に従事させてはならない。

(許可の取消し等)

第14条

第1項

厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可を取り消すことができる。

第2号 この法律(次章第4節の規定を除く。)若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

第2項

厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が前項第2号又は第3号に該当するときは、期間を定めて当該一般労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(事業廃止命令等)

第21条

第2項

厚生労働大臣は、特定派遣元事業主がこの法律若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(改善命令等)

第49条

第1項

厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第56条

第1項

この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

労働者派遣法施行規則 第55条

次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

第1号 法第14条第2項の規定による命令

第2号 法第21条第2項の規定による命令

第4号 法第49条第1項及び第2項の規定による命令

第59条

次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第1号 第4条第1項又は第15条の規定に違反した者

第62条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第58条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

職業安定法（抄）

（労働者供給事業の禁止）

第44条

何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

（労働者供給事業の許可）

第45条

労働組合等が、厚生労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる。

第64条

次の各号のいずれかに該当する者は、これを1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第9号 第44条の規定に違反した者

第67条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第63条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

参考

事案の概要図

